

佐本地発第84号
 佐本通発第80号
 佐本交企発第77号
 佐本交指発第102号
 佐本高速発第30号
 平成31年4月5日

各 部 長
 各 参 事 官 殿
 各 所 属 長

保 存	5年(平成37年3月31日まで)
有 効	平成36年3月31日まで
指 導 係	

生 活 安 全 部 長
 交 通 部 長

移植用臓器等の緊急搬送に対する協力について（通達）

臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）の規定により死体（脳死した者の身体を含む。）から摘出された臓器、同法の規定により臓器の摘出をしようとする医師又はその摘出に必要な器材（以下「臓器等」という。）の応急運搬は、移植医療を実施する医療機関（臓器あっせん機関である公益社団法人日本臓器移植ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）、同法の規定による移植を実施する医療機関又は同法の規定による移植術（以下単に「移植術」という。）に使用されるための臓器を提供する医療機関をいう。以下同じ。）が保有する緊急自動車、公共交通機関等によって行われるが、移植術に使用されるための臓器の応急運搬は厳しい時間的制約の下で行うことが要請され、また脳死と判定された者の状態が急変する等緊急に臓器等の応急運搬が必要となる場合があるため、移植医療を実施する医療機関から緊急自動車である警察用自動車による誘導若しくは臓器等の搬送（以下「誘導等」という。）又は警察用航空機による臓器等の搬送の要請があった場合は、下記の要領により可能な限り協力されたい。

なお、「移植用臓器等の緊急搬送に対する協力について」（平成23年2月2日付け佐本地発第36号ほか）は廃止する。

記

1 移植医療を実施する医療機関との連絡体制の確立

緊急自動車である警察用自動車による誘導等又は警察用航空機による臓器等の搬送の要請は、原則としてネットワークから行われるが、状況によってはネットワーク以外の移植医療を実施する医療機関から行われることがあるので、警察本部地域課は、関係する移植医療を実施する医療機関との連絡体制を確立すること。

2 緊急搬送体制の確立

- (1) 緊急自動車である警察用自動車による誘導等は、警察本部又は警察署の警ら用無線自動車によって行うこと。

なお、警ら用無線自動車が、事件・事故等の処理のため、誘導等の要請に対応することができない場合は、交通取締用自動車の活用を図る等の措置を講ずること。

- (2) 110番通報により、移植医療を実施する医療機関から緊急自動車である警察用自動車による誘導等又は警察用航空機による臓器等の搬送の要請がなされる可能性があるため、通信指令課や各警察署等においては、臓器等の応急運搬の趣旨及び緊急搬送体制について周知徹底を図ること。

3 緊急搬送が要請された場合の対応

臓器等の緊急搬送は、ネットワークから警察本部地域課の連絡担当者（指導補佐）への電話連絡及び臓器搬送要請連絡書（FAX）による要請により行われることから、連絡担当者は、同連絡書等の内容を確認し、警察本部地域課長の指示のもと、関係部署に必要な連絡を行うこと。

なお、執務時間外は、警察本部連合当直や通信指令課等に事前連絡が行われることもあり得ることから、その際は、直ちに、連絡担当者に連絡すること。

4 その他

- (1) 緊急自動車である警察用自動車による誘導等又は警察用航空機による臓器等の搬送を行った場合は、別添「緊急搬送実施結果報告書」により、警察本部地域課指導係に報告すること。
- (2) 警察用航空機による臓器等の搬送を行った場合は、ネットワークが内規で定める臓器搬送交付金の交付対象となるが、当該交付金申請は行わないこと。